

広島市水道局建設工事総合評価落札方式の改定について（お知らせ）

本局では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年4月1日施行）に基づく基本理念に従い、企業の持つ優れた技術力を価格以外の要素として評価し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を実現するため、平成19年度より総合評価落札方式を導入しています。

この度、本制度の下記の項目について改定を行いますのでお知らせします。

記

1 評価値の端数処理に関する改定

(1) 現状

評価値算定後の端数処理にあたっては、小数第5位を四捨五入し、小数第4位止めとしています。評価値が僅差の場合は、端数処理により同点となることがあります。

(2) 改定内容

評価値の端数処理は行わないものとします。ただし、入札調書等における評価値の表示は、原則として小数第4位止め（小数第5位四捨五入）とします。

2 評価項目の改定

主な改定内容は以下のとおりです。詳細については、「広島市水道局建設工事総合評価落札方式ガイドライン」をご参照ください。

(1) 企業の施工能力

- 過去2年間の週休2日工事の取組状況【**削除**】

本局における「発注者指定型」週休2日工事の導入状況を踏まえ、当該評価項目を削除します。

(2) 社会的項目

- 災害復旧協力等の状況【**改定**】

評価基準「過去2年間に、広島市水道局又は広島市発注の災害関連工事の受注実績あり」について、近年の災害関連工事の発注状況を考慮し、令和6年度は評価対象期間を1年間拡大します。

- 障害者雇用の状況【**改定**】

令和6年4月の障害者の法定雇用率の引き上げに伴い、評価基準の見直しを行います。

- ボランティア清掃の活動状況【**改定**】

提出書類等の明確化を図るため、評価基準及び提出書類の見直しを行います。

- 職場体験学習等の受入れ状況【**改定**】

近年、インターンシップ等の受入れに係る事務手続きの簡略化・電子化が進んでいることに伴い、実情に合わせて評価基準及び提出書類の見直しを行います。

3 適用時期

令和6年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。